

一般社団法人日本うつ病学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本うつ病学会と称し、英語名を **Japanese Society of Mood Disorders** とし、略称を **JSMD** とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、うつ病、双極症、およびその関連疾患の臨床、研究、教育、保健、啓発などの活動に従事する者が集まり、うつ病、双極症、およびその関連疾患に関する様々な課題を研究し、それらの臨床医学、基礎医学、社会医学的発展と充実に寄与すると共に、一般社会にうつ病、双極症、およびその関連疾患に関する情報を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究発表会、学術講演会及びセミナー等の開催
- (2) 機関誌、論文及び学術図書等の発行
- (3) うつ病、双極症、およびその関連疾患に関する研究及び調査
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、評議員1名の推薦を得て入会したうつ病、双極症、およびその関連疾患の臨床、研究、教育、保健に従事する者
- (2) 名誉会員 この法人に貢献した功績があり、理事会の推薦及び評議員会において承認された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 臨時会員 正会員の資格に準じ、うつ病、双極症、およびその関連疾患の臨床、研究、教育、保健に従事する者で、正会員の紹介により、この法人の主催する学術集会に参加費を納めて出席する者

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、この法人所定の入会申込書により、この法人の事務局に入会の申込みを行うものとする。ただし、所定の会費が納入された時点で入会

と認める。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員は、この法人が営む事業及び活動に参加することができる。ただし、講演会及び公開シンポジウムへの参加は、会員に限らず、別途申し込みにより参加できる。

(会費)

第8条 名誉会員以外の会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、別に理事会の議を経て評議員会で定める額を支払う義務を負う。

2 既納付の会費については、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。なお、休会手続きについては別途定める。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議を経て評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払いの義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡、解散又は破産したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

(学術集会及び学術集會会長)

第12条 この法人は、毎年1回以上、学術集会を開催する。

2 学術集会には会長を1名置き、その年度学術集会の責任者としての任務を遂行する。また会長は、この法人の理事会にオブザーバーとして出席することができる。

3 会長は、評議員会において、評議員の中から選任する。

4 会長の任期は、選任された定時評議員会の終結時から自分の担当する学術集会の終結時までとする。

5 学術集会等の運営及び会長に関して、必要な事項は理事会において定める。

第4章 評議員（社員）及び評議員会（社員総会）

(評議員)

第13条 この法人は、評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(評議員の選任)

第 14 条 評議員は、別途定める選出方法により、正会員の中から選出する。

2 評議員選出を行うために必要な細則は、社員総会の決議により別に定める。

(評議員の任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 前項の評議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 事業報告及び決算の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会を招集するときは、総評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって開会日の 2 週間前までに通知しなければならない。

3 総評議員 の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、あらかじめ定められた順位により副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 21 条 評議員会における議決権は、1 評議員につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員

の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事又は監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 この法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって、評議員の中から選任する。ただし、満65歳を超えるものは選任できない。

2 理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を掌理しその業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、前 2 項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、理事長は連続して 2 期までとする。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する場合は、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(役員責任免除)

第 31 条 この法人は、一般法人法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(名誉理事長)

第 32 条 この法人は、理事長経験者としてこの法人に対し特に顕著な功績があった者を名誉理事長とすることができる。

2 名誉理事長は、理事長経験者の中から理事会及び評議員会の承認を得て選定する。

3 名誉理事長は、理事会に出席して意見を述べることができるが、議決権を持たない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定又は解職

(開催)

第35条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 定時理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位により理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、あらかじめ定められた順位により理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。また、理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、一般法人法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 この法人に、各種委員会を設置することができる。

2 委員会は、目的とする事項について調査・研究・審議等を行う。

3 委員会の委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 各種委員会委員長は、理事会の求めに応じ理事会に出席できるが議決権を持たない。

5 委員会の運営に関して、必要な事項は理事会において定める。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

第9章 会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任等)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から 2024 年 12 月 31 日までとする。

2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事長 渡邊 衡一郎

設立時理事 井上 猛、三村 將、渡邊 衡一郎

設立時監事 菱本 明豊

3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員 氏名 渡邊 衡一郎

設立時社員 氏名 井上 猛

設立時社員 氏名 三村 將

4 任意団体日本うつ病学会に属する会員及び権利義務の一切は、任意団体日本うつ病学会の承認を得て、この法人が承継する。

5 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都千代田区三番町 2 番地に置く。

6 この法人は理事を補佐するため特任理事を選任することができる。

特任理事は理事会が推薦し、評議員会の承認により決定される。

特任理事は理事会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権は有さない。

特任理事の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。

2024 年 4 月 日作成

2024 年 4 月 18 日認証

2004年4月18日法人成立

2004年7月13日附則6追加